平成２５年（フ）第８４５５号
東京都町田市忠生１丁目28―９　アメニティハイツ91Ｂ棟201
破産者　櫻井　祐之
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４６３号
神奈川県相模原市南区大野台３丁目36―２
破産者　深澤　瑞枝
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９５６号
長野県長野市青木島町青木島乙150番地１
破産者　株式会社丸長
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３７７号
東京都江東区常盤２丁目13番11号
破産者　有限会社モリカワパール
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４７３号
東京都足立区千住大川町46―９―401
破産者　亡齋藤福司相続財産
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４８８号
東京都荒川区荒川５丁目７―６―503
破産者　信坂　正義
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５３９号
東京都中野区上鷺宮５丁目27―11
破産者　小河内　正
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５５３号
東京都目黒区上目黒３丁目17番１号
破産者　株式会社大黒屋商店
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５７３号
東京都練馬区高野台１丁目５番12―503号
破産者　株式会社エービーサプライ
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５７４号
東京都練馬区高野台１丁目５―12―503号
破産者　小川　祐一
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６００号
東京都北区西ケ原３丁目60番８号
破産者　有限会社福徳薬品
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６０１号
東京都北区王子５丁目15―６、開始決定時の住所東京都北区西ケ原３丁目60―８
破産者　清水　重昭
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６０２号
東京都北区王子５丁目15―６、開始決定時の住所東京都北区西ケ原３丁目60―８
破産者　清水　啓子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６０６号
千葉県白井市桜台２丁目12番３棟504号、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区雑司が谷２丁目３番１―208号
破産者　株式会社ユビキタ・スタジオ
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６１１号
埼玉県富士見市渡戸１丁目11番14号
破産者　株式会社興和電業
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６１２号
埼玉県秩父郡小鹿野町河原沢1190
破産者　興野　國雄
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６３１号
大阪府豊中市中桜塚３丁目10番35―502号
破産者　株式会社マサケン
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６３２号
埼玉県川口市前川２丁目９―６―603
破産者　加藤　恵美
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６３３号
埼玉県川口市前川２丁目９―６―603
破産者　加藤　真司
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６４９号
東京都多摩市聖ヶ丘３―51　１―104号、商業登記簿上の本店所在地東京都国立市東１丁目18番地８
破産者　有限会社アンドレボガートジャパン
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６５０号
東京都多摩市聖ヶ丘１丁目13―３―505
破産者　清水　祐嗣
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６６８号
埼玉県さいたま市岩槻区宮町２丁目13―30―１
破産者　竹原　幸江
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部